

# ヤマダのくらしまるごと保険 重要事項説明書

ご契約いただくにあたり、特に重要な事項をご確認ください。

# ご契約に際してのご注意

- ●この保険では、お客さまへの情報提供およびお客さまのご意向の確認ならびに保険契約のお申込みを WEB 上の画面 にて行います。
- ●お申込みは日本国内の居住用建物(併用住宅を含む)に住む個人に限ります。法人は保険契約者になれません。
- ●お申込みのご契約の被保険者が、弊社の他の保険契約(賃貸保険ダイレクト)の被保険者である場合は、お引き受けができません。
- ●保険料のお支払いは、クレジットカード払いで、月払いのみとなります。
- ■この保険では、保険証券は発行いたしません。ご契約内容は、ご契約者専用画面(マイページ)でご確認いただけます。また、保険約款は弊社ホームページから閲覧が可能です。
- ●この保険は原則として1年ごとに自動更新されます。

# ヤマダのくらしまるごと保険 <デジタルデバイス修理費用補償保険> をご契約いただくお客様へ

この書面では、デジタルデバイス修理費用補償保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

「ヤマダのくらしまるごと保険」は「デジタルデバイス修理費用補償保険」のペットネームです。

ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

契約概要:保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

- 注意喚起情報:ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特に注意いただきたい事項です。
- ●保険契約者と被保険者が異なる場合は、この書面を被保険者にもご説明ください。
- ●本書面はご契約に関する全ての事項を記載したものではありません。詳細は、弊社ホームページの WEB 約款をご参照ください。

# 用語のご説明

### 【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続きに関する原則的な事項を定めたものです。	
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	

## 【補償の対象(等)に関する用語】

	保険契約者	弊社に保険契約の申込をされる方で、日本国内の居住用建物(併用住宅を含む)に住む個人で、保険料の支払義務を負う方 をいいます。
	被保険者	補償の対象となるデジタルデバイスを所有または使用する、日本国内に居住する個人で、保険契約確認証の記載する保険契 約者と同居する3親等以内の親族とします。同居でなくなった場合は、無記名被保険者ではなくなります。
ſ		この保険により補償対象となるデジタルデバイスをいいます。

#### 【保険金支払に関する用語】

自然故障	平常の使用または管理において電気的・機械的事故により、本来有する機能の喪失または機能の低下を伴う事象をいいます。	
破損	突発的な事故(落下や衝突)により機器が壊れた場合をいいます。	
水濡れ	水がかかったり、水没した事により、機器が正常に作動しなくなる場合をいいます。	
権償の対象となるデジタルデバイスに補償対象事故が生じ、ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店(ヤび大手家電流通協会加盟店で受付を行なったメーカー修理を含む)等にて修理出来た場合をいいます。スマートフォン・フィーチャーフォンに関しては、総務大臣の登録を受けた登録修理業者での修理が出来た場合見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用等の付随費用は保険金をお支払いする場合に限		
有償交換	補償の対象となるデジタルデバイスの商品特性または他の契約(保険業法適用外業者の共済も含みます)の定めに従い修理 不能の場合に、同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。 スマートフォン・フィーチャーフォンに関しては、総務大臣の登録を受けた登録修理業者で有償交換出来た場合をいいます。	
修理不能 補償の対象となる機器に補償対象事故が生じ、修理または交換が出来なかった場合をいいます。 ※メーカーの保守期間が終了し交換部品が調達出来ずに修理不能となる場合は補償対象外とします。		
自己負担額	型額 保険契約確認証に記載の金額をいい、3,000 円となります。	

## 【その他】

保険金	この保険で補償される損害が発生した場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額 (支払限度額) 弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。保険期間を通じて 30 万円となります。	
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。

1. 商品の仕組み

「ヤマダのくらしまるごと保険」(デジタルデバイス修理費用補償保険)は、日本国内の居住用建物(併用住宅を含む)に住む個人が 日常生活で使用するデジタルデバイスの9種類のうち最大5台までを登録していただき、対象機器として補償する保険です。

保険の対象のうち1台は音声通話が可能なスマートフォン・フィーチャーフォン等を登録することが契約の条件となります。

通常使用していての自然故障や、落下や衝突による事故での破損を補償し、スマートフォン・フィーチャーフォンについては水濡れ損 害も補償対象となります。デジタルゲーム機は画面破損のみを補償対象とします。

#### <ヤマダのくらしまるごと保険(デジタルデバイス修理費用補償保険)の補償概要>

補償の種類	補償の概要	
自然故障補償	平常の使用または管理において電気的・機械的事故により、本来有する機能の喪失または機能の低下を伴う事象となった場合に補償します。 デジタルゲーム機を除く、 登録したデジタルデバイスが対象となります。	
破損補償		
水濡れ補償	水がかかったり、水没した事により、機器が正常に作動しなくなる場合に補償します。 水濡れ損害はスマートフォン・フィーチャーフォンのみ補償対象となります。	

# 2. 基本となる補償、保険の対象等

契約概要注意喚起情報 (1) 基本となる補償

	(., = 1 = 5.51	7 = T-C 0 0 link		
補償の種類補償の概要				
	修理費用補償	補償の対象となるデジタルデバイスに補償対象事故が生じ、ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店(ヤマダデンキ及び大手家電流通協会加盟店で受付を行なったメーカー修理を含む)等にて修理された場合に、被保険者が負担した費用を補償します。スマートフォン・フィーチャーフォンに関しては、総務大臣の登録を受けた登録修理業者での修理が出来た場合に被保険者が負担した費用を補償します。修理費用補償の支払いは自己負担額 3,000 円を差引いた金額の補償となります。修理費用が事故発生時点で同一機器を再取得する費用を上回る場合は、再取得価格から自己負担額を差し引いた金額とします。修理見積り取得に関する費用、送料及び費用支払い時の事務費用等の付随費用は保険金をお支払いする場合に限り含みます。 ※修理費用補償、有償交換補償、修理不能の補償合わせて、保険期間通算で 30 万円が支払限度額となります。		
	有償交換費用 補償	補償の対象となるデジタルデバイスに補償対象事故が生じ、ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店(ヤマダデンキ及び大手家電流通協会加盟店で受付を行なったメーカー修理を含む)等にて有償交換された場合に、被保険者が負担した費用を補償します。スマートフォン・フィーチャーフォンに関しては、総務大臣の登録を受けた登録修理業者で有償交換が出来た場合に被保険者が負担した費用を補償します。 有償交換費用補償の支払いは自己負担額3,000円を差引いた金額の補償となります。 修理見積り取得に関する費用、送料及び費用支払い時の事務費用等の付随費用は保険金をお支払いする場合に限り含みます。 ※修理費用補償、有償交換補償、修理不能の補償合わせて、保険期間通算で30万円が支払限度額となります。		
	修理不能補償	補償の対象となる機器に補償対象事故が生じ、修理または交換が出来なかった場合は、再取得価格または最大 25,000円(登録機器の購入金額が 25,000円以下の場合は、その購入金額を上限)のいずれか低い方の金額を支払います。 ※メーカーの保守期間が終了し交換部品が調達出来ずに修理不能となる場合は補償対象外とします。 ※修理費用補償、有償交換補償、修理不能の補償合わせて、保険期間通算で 30万円が支払限度額となります。		

- ※スマートフォン・フィーチャーフォンについては、「修理」「有償交換」「修理不能」にかかわらず、保険期間(1年間)を通じて、 2回の事故を限度とします。
- ※再取得価格とは、保険の対象であるデジタルデバイスを、同じ品質・用途・規模などで再購入するために必要な金額です。

## (2) 保険金をお支払いできない主な損害

この保険で、お支払いできない主な損害は次のとおりです。

契約概要注意喚起情報

#### 保険金をお支払いできない主な損害

- 1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失
- 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または保険の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテー ション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、もしくは自然発熱の損害、その他これらに類似の事由、ねずみ食い、虫食い等
- 3. 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を使用もしくは管理するものが相当の 注意を払ったとしても発見できなかった欠陥を除く。
- 4. 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共機関の公権力の行使。但し消防または避難に必要な処置については除く。
- 5. 地震、噴火、津波、台風、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地滑り、高潮、土石流その他の異常な自然現象
- 6. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 8. 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 9. 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣
- 10. 詐欺または横領
- 11. 保険対象の置き忘れまたは紛失、盗難
- 12. メーカー保証により機器が無償交換された場合
- 13. メーカー保守期間が終了し交換部品が調達できずに修理不能となった場合
- 14. 商品の購入証明書、または購入日が確定できる証明(販売店の日付押印のある保証書等)の提示がない場合
- 15. 日本国外で生じた事故または損害

#### (3) 保険の対象



- ・被保険者が所有または使用する保険契約確認証に記載されたデバイスとします。
- ・一般消費者が通常生活の用に供する日本国内で販売されたメーカー(日本法人を設立している日本国外メーカー を含む)純正の製品および移動通信事業者で販売された「技適マーク」対象商品に限ります。
- ・法人が運営している販売店(オンラインショップを含む)で購入した機器で、家族・知人・オークション等から の購入・譲渡された機器でないこと。
- ・メーカー(正規サービスプロバイダを含む)が修理対応を行なっている端末であること。
- ・テレビ/パソコン/デジタルムービー/ DVD レコーダー・Blu-ray レコーダー/デジタルカメラ/タブレット/ スマートフォン・フィーチャーフォン/スマートウォッチ/デジタルゲーム機の9種類(Wifi または Bluetooth 機能を搭載している無線通信が可能な機器で、商品本体単体での使用が可能な機器)とし、最大5台までを登録す る事で補償の対象とします。

# 対象となる デジタルデバイス

- ・補償の対象となるデジタルデバイスは次の(1)(2)のいずれかの要件を満たす必要があります。
- (1) 申込時において、新規取得した日から3年以内に購入した機器で次の要件を全て満たすもの
  - ①故障や破損がなく正常に作動すること。
  - ②購入履歴が確認出来る書類・シリアル番号(製造番号)ならびに本体の写真が電磁的方法で提出されたもの
  - ③スマートフォン・フィーチャーフォンについてはメーカー保証もしくは**通信キャリアの新規取得時に提供す** る有償保証(補償)加入中の端末であり、かつ上記①②の書類に加え、メーカー補償もしくは通信キャリア の有償保証を証する書類の写真が電磁的方法で提出されたもの
  - ④スマートフォン・フィーチャーフォンの中古品は法人が運営している販売店(オンラインショップを含む) で購入し、その時点で当該販売店の6カ月以上の製品保証(動作補償)が確認出来る状態の機器の場合で、 ①~②の要件を満たす場合に補償対象とします。
- (2) 契約後に購入した機器については、購入履歴の確認出来るレシート・保証書の写真が電磁的方法で提出され たもの
- ※スマートフォン・フィーチャーフォンについては、1被保険者1台の登録を限度とします。

#### (4) 被保険者の範囲

契約概要

被保険者の範囲は次のとおりです。

#### 被保険者

補償の対象となるデジタルデバイスを所有または使用する、日本国内の居住用建物(併用住宅を含む)に居住する個人で、保険契約確認 証に記載する、保険契約者および同居する3親等以内の親族とします。

※同居する3親等以内親族(無記名被保険者)が、保険契約者(記名被保険者)と同居の家族でなくなった場合は、無記名被保険者ではなくなります。

# (5) 保険金額

契約概要注意喚起情報

保険金額は補償内容により次表のとおりです。

「修理費用補償」・「有償交換費用補償」・「修理不能補償」合わせて年間 30 万円が保険金額の支払限度額となります。

修理費用補償	有償交換費用補償	修理不能	
最大 <b>30</b> 万円 1 事故につき自己負担 3,000 円	最大 <b>30</b> 万円 1 事故につき自己負担 3,000 円	1 事故最大 25,000円	
全ての補償合算で年間30万円が保険金支払限度額			

※修理不能の場合、再取得価格または最大 25,000 円(登録機器の購入金額が 25,000 円以下の場合はその購入金額を上限)のいずれか低い方の 金額を支払います。

メーカーの修理保守期間が終了しており、修理自体を行なう事が出来ない場合は補償の対象外となります。

#### (6) 引受範囲契約

契約概要注意喚起情報

この保険の引受範囲は次のとおりです。引受範囲を超えるご契約はお引き受けできません。また、保険期間中に引受範囲を超えること となったときは、保険金のお支払いができなくなりますので、遅滞なくその旨をご通知いただき、所定の手続きをお取りください。

- ・お申込みは居住用建物(併用住宅を含む)に居住する個人に限ります。法人は保険契約者になれません。
- ・この保険は日本国内に居住する方を対象としています。
- ・お申込みのご契約の被保険者が、弊社の「賃貸保険ダイレクト」の被保険者である場合は、お引き受けができません。

#### (7) 保険期間および補償の開始・終了時間

契約概要注意喚起情報

- ・保険期間:1年(保険契約者より更新しない旨のお申し出がない場合は、原則として1年ごとに自動的に更新されます)
- ・補償の開始:保険期間開始日の午前0時
- ・補償の終了:保険期間満了日の午後12時
- ・保険期間開始日:新規のお申込みの保険期間開始日(責任開始日)はお申込み日の翌日となります。 (この保険はご契約に際して審査があります。審査の結果、契約の承諾をした場合にお申込み日の翌日が責任開始日になります。)

## お申込みと責任開始日、保険料の引き去り

【例】保険のお申込み日:4月15日、保険料のお支払い方法:クレジットカード払い



お申込みの審査は、お申込み日の翌日に行います。(翌日が土日祝日の場合は翌営業日の審査となります。) 審査の結果、弊社がお申込みを承諾する場合は、保険申込日の翌日に遡り補償を開始いたします。 ただし、確認事項が発生した場合はそれらの情報が確認でき次第の承諾となります。

#### (8) 補償の消滅

- ・保険期間中に支払限度額に達した場合、補償は消滅しますが、更新日に契約の更新をされた場合、補償は復元します。
- ・保険期間中に支払限度額に達し補償が消滅した場合、翌月以降の保険料は頂きません。

3. 特約 契約概要

この保険契約に付帯される特約は次のとおりです。

①保険料のクレジットカード払特約<デジタルデバイス修理費用補償保険用> 保険料がクレジットカードによって支払われる場合に付帯されます。

# 4. 保険料と払込方法等

(1) 保険料契約概要

契約概要

保険料は一律で、月額890円です。

#### (2) 保険料の払込方法

契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は月払いでクレジットカード払いとなります。

①クレジットカード払い

#### (3) 保険料の払込期日

注意喚起情報

・クレジットカード払い:保険契約のお申込みと同時にお支払い手続きをお取りいただきます。カード発行者に対して、保険料の払込 みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行なったうえで、弊社がそのクレジットカードによる保険料の支払を 承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

#### (4) 保険料の払込猶予期間

注意喚起情報

- ・ご契約お申込み時の第1回保険料については、猶予期間はありません。
- ・第2回目の保険料の払込期月は、契約日の属する月の翌月初日から末日まで、第3回目以降の保険料については月単位の契約応当日 の属する月の初日から末日までを払込期月とします。

第2回目以降の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの保険料払込猶予期間があります。

更新する場合の保険料は、更新月の属する月の末日までに払込むことを要します。この場合、保険料払込猶予期間は、更新日の属す る月の翌々月末日までとします。

※保険料払込猶予期間の末日までに、払込まれるべき保険料の払込みがない場合には保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。

※保険料猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに、当該保険料を弊社に払込むことを要します。

#### 5. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この契約には満期返戻金・契約者配当金はありません。

# 契約締結時におけるご確認事項

# 1. 告知事項 (保険契約お申込みの際の注意事項)

注意喚起情報

インターネットの保険契約申込画面の入力項目のうち次の事項は、ご契約に関する重要事項(告知事項)です。告知事項が、事実と違っ ている場合または事実を入力されなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。記入または入力の 際には必ずご確認ください。

#### [告知事項]

- ①保険契約者を特定するために必要な事項(住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・E-メールアドレス)
- ②保険の対象を特定するために必要な事項(購入日の確認出来る資料・機器の製造番号(シリアル番号)・正常に作動している事が確 認出来る写真)

(スマートフォン・フィーチャーフォンについては、加えて保証に加入中である事が証明出来る資料、被保険者名と保険契約者との続柄)

- ③居住用建物(併用住宅を含む)に該当するか否か
- ④他の保険契約の有無

2. クーリングオフ 注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のため、ご契約のお申込みの後に申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 補償の重複 注意喚起情報

保険金をお支払いする場合の損害に対して、保険金を支払う他の契約(火災保険・携帯端末保険・動産総合保険・共済・メーカー保証等) からすでに支払を受けている場合には、支払われる保険金からその金額を控除した額を支払います。

# 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

●ご契約後、次に掲げる通知事項が発生した場合には、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金を お支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### [通知事項]

- ①保険契約者または被保険者の変更
- ②保険の対象であるデジタルデバイスの保管場所である住所の変更
- ③登録しているデジタルデバイスに変更が生じた場合
- 4 登録するデジタルデバイスを追加・削除する場合
- ●通知事項が発生し、次のいずれかに該当する場合には、この保険の引受範囲外となり、ご契約を解除させていただくこととなります。 解除の原因となった事実が発生した後の事故による損害に対しては、保険金のお支払いはできませんので、ご注意ください。
  - ・保険の対象所在地が日本国外となった場合
  - ・保険の対象である家財を収用する建物の用途が居住用でなくなった場合
- ●保険契約者の住所、電話番号、メールアドレスの変更は、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知がないと、重要なお知らせやご案内 ができなくなりますのでご注意ください。
- ●変更のご通知方法については、ホームページをご覧ください。

#### 2. 解約と返戻保険料

契約概要注意喚起情報

この保険を解約される場合は、マイページから電磁的方法等による通知をもって、この保険を解除することができます。 通知のあった翌日から契約を解除するものとします。

月払いのため、解約に伴う返戻金はありません。解約日の属する月以降の保険料の入金を確認した場合は、翌月以降の保険料に該当す る額の金額を返戻します。

解約された契約の再契約は、当該契約の保険期間満了日の翌日以降に可能とします。

# 3. 保険契約の更新

契約概要 注意喚起情報

- ●弊社は、原則として保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対して保険契約の更新のご案内メールをお送りします。
- ●この保険は、原則として 1 年ごとに自動更新されます。更新を希望されない場合は、保険期間満了日の前日までにマイページから電 磁的方法等により通知してください。

## 4. 保険契約の失効

注意喚起情報

保険契約者ならびに被保険者の全員が亡くなられた場合、もしくは保険の対象の全部が滅失した場合は、その事実が発生した時点で保 険契約はその効力を失います。失効した保険契約の復活は行いません。

# その他のご注意いただきたい事項

1. 保険契約者 注意喚起情報

この保険の保険契約者は日本国内の居住用建物(併用住宅を含む)に住む 18 歳以上の成人で個人のみとなります。 法人は保険契約者となることはできません。

2. 保険料領収書 注意喚起情報

この保険においては保険料の領収証は発行しません。

3.保険証券 注意喚起情報

この保険では、保険証券は発行せず、インターネット上のご契約者専用画面にご契約内容を表示します。

4. 重大事由による解除 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、保険金請求の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合
  - ア、反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - イ、反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められた場合
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められた場合
  - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1) から (3) までの事由がある場合と同程度に弊社のこれらの 信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

弊社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、弊社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、次の①から④までその他業務上必要とする範囲で、利用・提供を行うことがあります。

- ①弊社が、本契約に関する個人情報の利用目的の範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払い に関する関係先等に個人情報を提供すること。
- ②弊社が、保険制度の健全な運営のために、個人情報を一般社団法人日本少額短期保険協会、他の少額短期保険業者等と共同して利用すること。
- ③弊社が、再保険契約の締結や再保険金の請求等のために、個人情報を再保険会社等に提供すること。
- ④弊社が、提携先企業等との間で、商品・サービス等の提供のために、個人情報を共同して利用すること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。 弊社の個人情報保護宣言等についてはホームページをご覧ください。

## 6. 保険金のご請求

保険金のお支払いには審査があります。「故障の内容」、「事故発生の状況・原因」等をご申告頂き、修理店でどのような修理が行われたかの確認後、保険金の支払い額を決定致します。必要書類をご入手のうえ修理後に保険金請求を行なってください。

- ※修理については、ヤマダデンキおよび大手家電流通協会加盟店等での修理が対象となります。
- ※スマートフォン・フィーチャーフォンについては、総務大臣の登録を受けた登録修理業者での修理・有償交換が対象となります。

登録修理業者とは、修理の手順が電波法に規定される登録の基準に適合しているとして総務大臣が登録をした修理業者であり、登録番号(R及び6桁の数字)が付されている業者をいいます。 登録番号の例 R123456



大手家電 流通協会とは

## 【保険金請求に必要となる書類】 ・損害状況を写した写真

- ・修理報告書(修理前後の機器の状態が記載されているもの)
- ・領収書またはレシート
- ※ご提出頂いたお写真が不鮮明、見切れている等により内容が確認出来ない場合は、再提出をお願いする場合があります。また、審査において確認事項が発生した場合はメール等でご連絡を致します。追加書類として購入証明書(保証書や販売証明書)のご提出をお願いする場合がありますので、これらの書類は大切に保管ください。

# 7. 支払時情報交換制度

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(https://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。



日本少額短期 保険協会

#### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

- ●この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。
- ●事故が弊社の想定を超えて頻発した場合や想定を超える巨大災害が発生した場合など保険引受成績が悪化した場合には、保険契約者に 通知の上、次の措置を行うことがあります。(通知を行う前の事故については、措置の適用はありません。)
  - ①保険金額の減額 ②保険料の追加請求 ③保険金の削減払 ④更新にあたっての引受内容の変更 ⑤更新の中止

## 9. 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険契約について

注意喚起情報

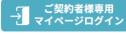
保険業法の規定により、少額短期保険業者が引き受けることができる保険契約は次のとおりです。

- ①保険期間は、2年までとなります。(この保険の保険期間は1年です。)
- ②被保険者 1 名についての保険金額の合計額の上限は、1,000 万円となります。ただし、低発生率保険(日常生活に起因する事故による賠償責任を補償する保険。この保険は該当しません。)の保険金額は、別枠で同額が上限となります。
- ③保険契約者1名についての保険金額の合計額の上限は、10億円となります。

## ■マイページからのお手続きについて

- ◎ マイページから以下のお手続きが可能です。
  - ☑保険金のご請求
  - ☑ デジタルデバイスの追加・変更
  - ☑ご契約情報の変更

右の QR コードより アクセスし、



よりログインください。



マイペーミ

# ■各種お問合せについて

- ◎ 弊社ホームページに 24 時間いつでも利用可能なチャットボットを設置しております。 画面右下「ご質問はこちら」からご利用ください。
- ◎ 解決できないご質問の場合は、お問合せサイトをご利用ください。

ヤマダ少額短期保険



または、右の QR コードよりアクセス







お問合せサイト

#### ■ ADR 機関(裁判外紛争解決機関)について

(注意喚起情報)

弊社へのご意見・苦情等のお申出は、上記お客様サポートセンターにて承ります。頂戴したご意見等を真摯に受け止め対応いたします。 なお、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室: 0120-82-1144 (受付時間: 平日午前9時~12時、午後1時~5時)

※土日・祝日および年末年始休業期間はお休みとなります。